

標題

Marshall Islands 籍船に搭載されるイマーシヨンスーツについて

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0755

発行日 2008 年 12 月 8 日

各位

この度、マーシャル諸島政府より当該国籍船に搭載されるイマーシヨンスーツに関しまして、Marine Notice No.2-011-5 Rev. 10/08 が通知されました。これにより 2006 年 10 月 6 日発行の弊社テクニカル・インフォメーション No.TEC-0673 項目 4.「マーシャル諸島籍船」につきましては、本テクニカル・インフォメーションとお差し換え下さいますようお願い致します。

1. 常の作業場所とは乗組員が通常の業務を行う場所である。例えば、制御室、機械室、調理室、事務所、離れた見張り場所などがある。非常時において乗組員が割り当てられたイマーシヨンスーツを容易に取り出せない場合は、これらの場所は離れていると見なされる。
2. SOLAS Chapter IX Reg.1 に定義されるばら積み貨物船を除く船舶が温暖海域を航行する場合にはイマーシヨンスーツの搭載を免除することができる。イマーシヨンスーツの搭載が免除される温暖海域は、北緯 30 度及び南緯 30 度の間の海域とする。
3. イマーシヨンスーツや保温具は船長により割り当てられる。それらは救命胴衣と共に各室に備えることが望ましい。

また本改訂要件に関し、弊会の確認検査は発生致しません。

(Res.MSC152(78)により改正された SOLAS III 章 Regulation 32.3.1 に従い 2006 年 7 月 1 日以降の最初の SE 検査にて関連事項の適合を確認済みのため)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。